

神奈川県 政策研究フォーラム

2025年1月30日(木)

転載禁止



ウェルビー 

身寄りなし問題の最前線 と 高齢者等終身サポート事業

株式会社OAGウェルビーR

一般社団法人横浜イノベーション推進機構

代表 黒澤 史津乃



株式会社OAGコンサルティンググループ

Your Success, Our Mission.

OAGのグループ力が「お客さまの成功」を強力にサポート

Total consulting firm





黒澤 史津乃 (くろさわ しずの)

株式会社OAGウェルビーR

代表取締役

行政書士 / 消費生活アドバイザー

NHK文化センター講師

「認知症と向き合う幸齢社会実現会議」構成員

厚生労働省「身寄りなし高齢者課題実態把握事業」委員

一般社団法人横浜イノベーション推進機構 代表理事

証券アナリスト・エコノミストとして、
金融機関の調査部門に勤務。

地方都市で、専業主婦として子育て。

東京のNPO法人において、
家族に頼らずに老後とその先を迎える
高齢者にまつわる法務問題に従事。
いわゆる「おひとりさま問題」。
法人担当者として100件超の任意後
見人及び成年後見人の業務を行った。



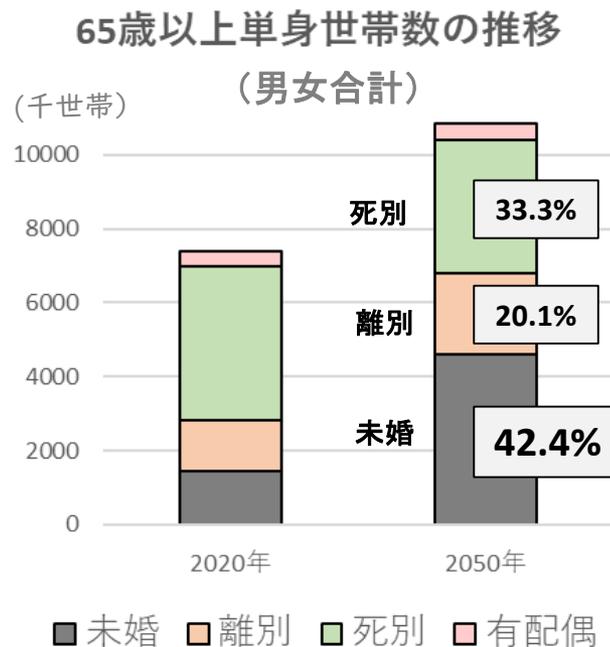
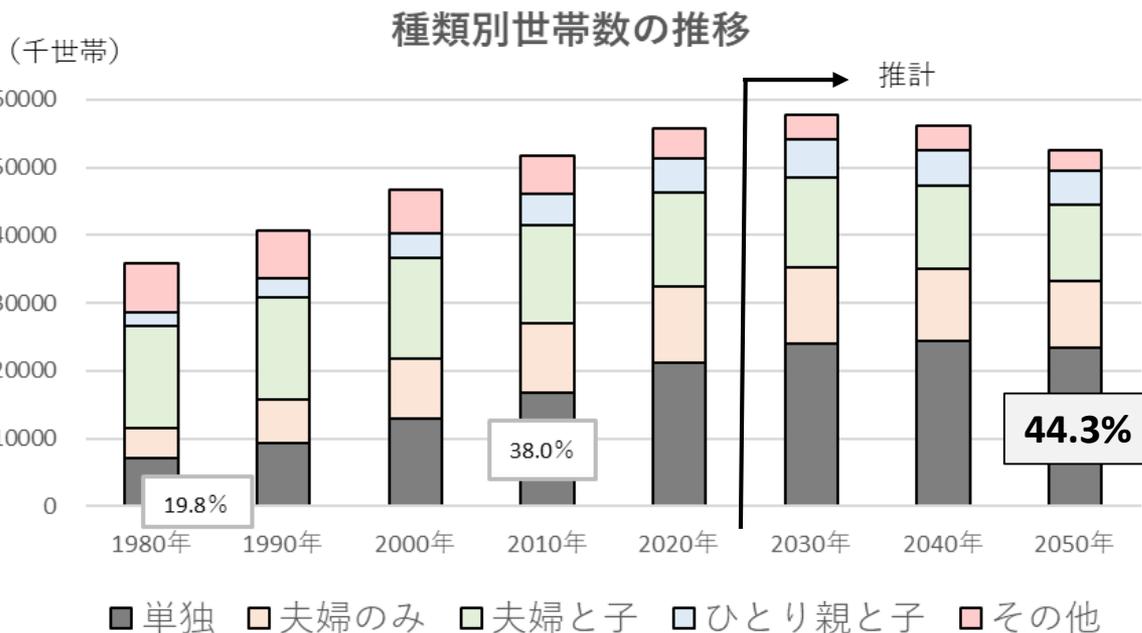
株式会社OAGウェルビーR(旧社名:
OAGライフサポート)において、
より広範に「家族を前提としない社会の
仕組み」の必要性を発信中。

厚生労働省 人口問題研究所

「日本の世帯数の将来推計（全国推計）～令和 6（2024）年推計～」

【推計結果のポイント】

- (1) 世帯総数は 2030 年をピークに減少、2050 年の平均世帯人員は 1.92 人に
- (2) 2050 年には単独世帯が 44.3%・2,330 万世帯に
- (3) 2050 年の男性高齢単独世帯の 6 割は未婚、近親者のいない高齢単独世帯が急増



現状は、「日本型福祉社会」を前提に、
「呼べばすぐに駆けつけてくれる家族」がいることが大前提の制度設計

自分自身で正常な判断が出来なくなったとき、亡くなったときは、
自動的に**家族が意思決定の主役になる**仕組み

家族のカタチが多様化

- 未婚・子供なし
- 離婚
- 子供なし夫婦
- 事実婚・同性婚
- 家族はいるが疎遠・絶縁・頼りたくない・頼れない
- 家族はいるが迷惑を掛けたくない

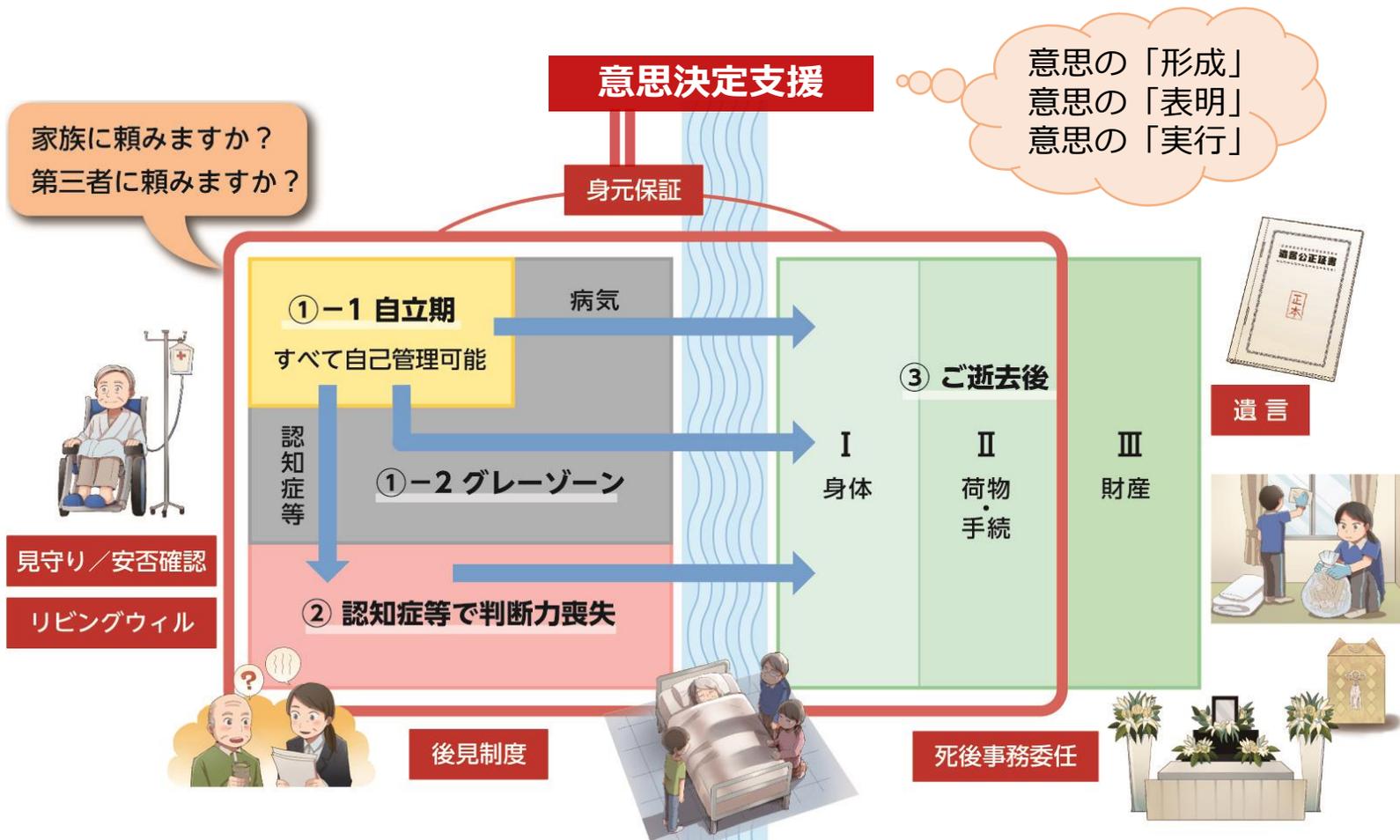
判断力が低下した時・
病気の時・亡くなった時・
意思決定支援者・実行者が不在

「おひとりさま高齢者」
「身寄りなし高齢者」

決して他人事ではなく
誰でも当事者になり得る

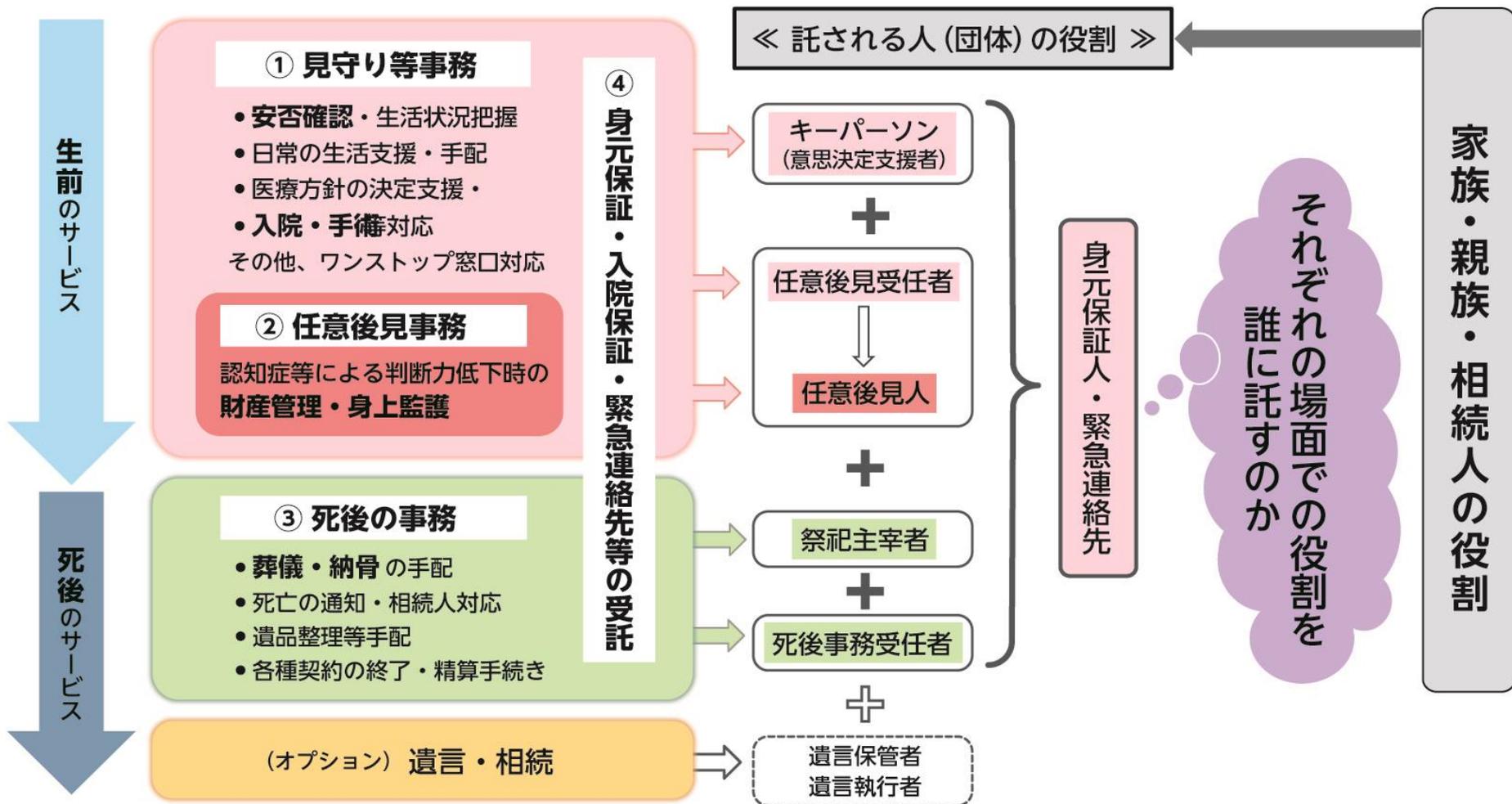


※ 重要な意思決定は、判断力低下時や病気の際に求められることが多い。

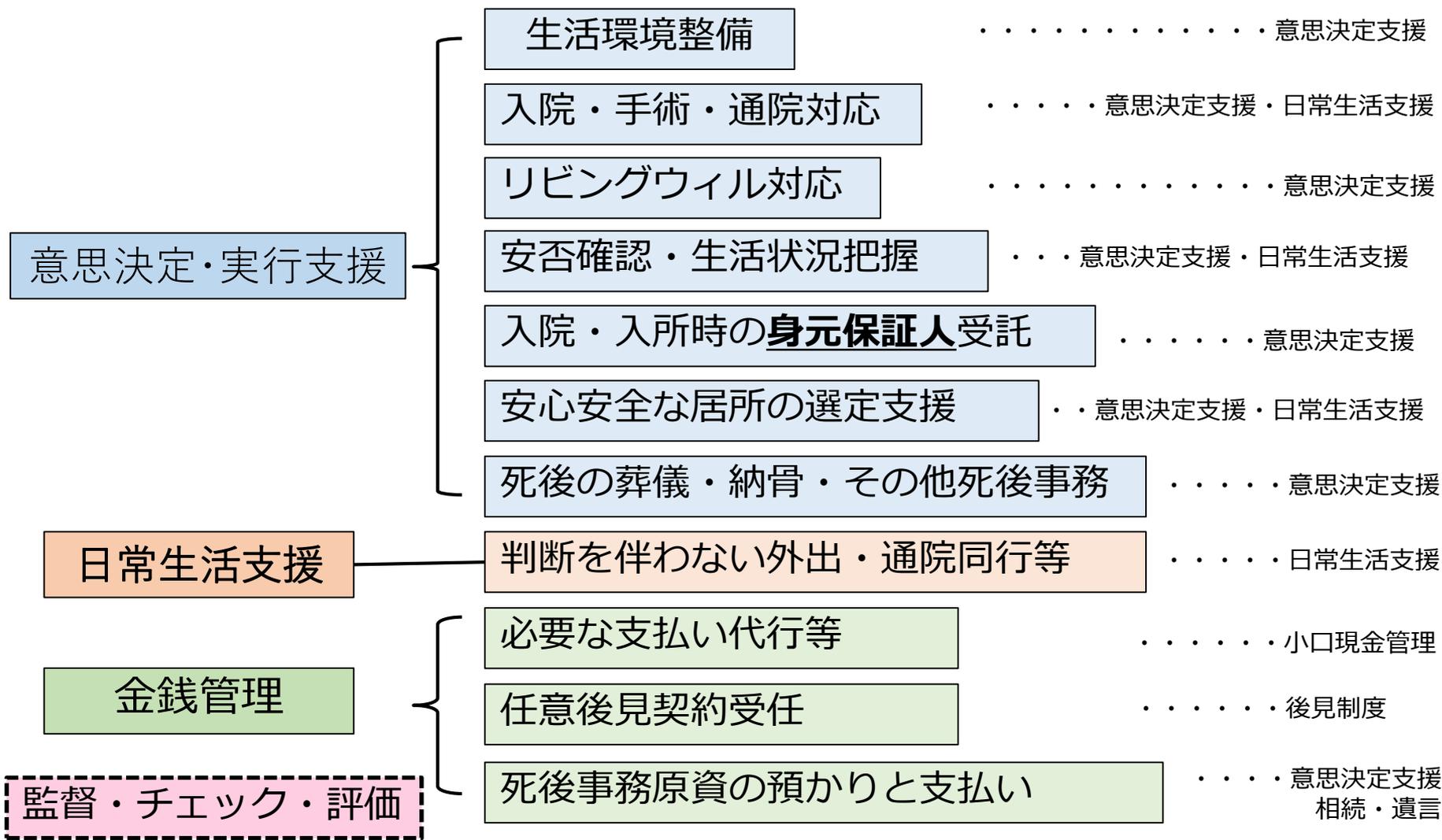


「自立期」にいる間は、自分ですべて意思決定できるので、周囲の支援が整えばよい。問題は、病気や認知症によって正常な判断が難しくなったときと、亡くなった後。本人にとって**大切な意思決定が、原則としてすべて「家族」に委ねられてしまう。**

「自立期」に契約を締結し、「エンディング期」の権限をいただしておく。



丸抱えでブラックボックス化しがち



- 1989年頃 承継者不要の合祀納骨堂が出来はじめ、死後の事務委任が始まる
- 1992年 最高裁が「死後事務委任契約は、委任者の死亡によっても終了させない旨の合意を包含する趣旨である」とする判決（最高裁平成4年9月22日）
- 1993年頃 死後事務とともに、存命中に身元保証人を引き受ける事業が始まる
- 2000年 「措置から契約へ」の流れの中で、後見制度と介護保険制度が、「車の両輪」として始まる。同時に、任意後見制度も始まる。
- 2009年 女優の大原麗子さんが自宅で亡くなっていたことをきっかけに「孤独死」がクローズアップされる。同時期に、週刊朝日で「終活事情」が連載され、初めて「終活」という造語が世の中に広がる。
- 2010年 NHKで「無縁社会」が放映される。
- 2011年 映画「エンディングノート」が公開され、話題となる。
- 2012年 「終活」が流行語大賞ベスト10入り。



2017年1月31日 身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議

2019年5月 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン

2023年5月24日 衆議院予算委員会の総理質疑

(自民党 坂井学議員)



(出典) NHK国会中継

岸田総理：必要な対策を政府としても（当時）講じていきたいと考えます。



(出典) NHK国会中継

2023年8月7日 総務省行政評価局／身元保証等高齢者サポート事業の調査報告公表

国会議員による「身寄りのない高齢者等の身元保証等を考える勉強会」

が中間とりまとめを岸田総理に提出

2023年9月13日 内閣改造に際する岸田総理（当時）の記者会見

「これ以上待ったなしの社会的課題への対応を強化」するとして、「**認知症の方が尊厳や希望を持って暮らすことのできる社会**」「**身寄りのない方も含めて**高齢の方々が、**おひとりでも安心して歳を重ねることが**できる社会」

2023年9月下旬～12月 首相官邸にて「認知症と向き合う幸齢社会実現会議」開催

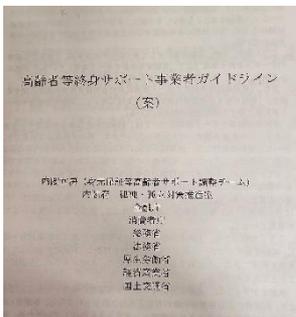
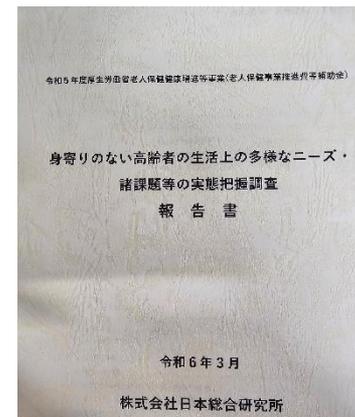
「安心して歳を重ねられる幸齢社会の実現に向けて、**身寄りのない高齢者を含めた**身元保証等の生活上の課題に対する取組を検討する。」 ⇒ 内閣官房の調整チーム、厚労省老健事業、自民党本部PTなど

2024年3月8日 **住宅セーフティネット法の改正案を閣議決定**

住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を進めることを目的としたこの法律について、単身世帯の増加や持ち家率の低下などにより、孤独死や死亡時の残置物処理、家賃滞納等に懸念を持っている人が多くいる状況を踏まえ、地域の担い手の協力を得ながら要配慮者が安心して居住できる環境を整備するための改正案が閣議決定された。

2024年4月19日 **厚生労働省「身寄りのない高齢者の生活上の多様なニーズ・諸課題等の実態把握調査」の報告書を発表**

国が、全国の自治体や社会福祉協議会、高齢者の身元保証などを行う民間の事業者などを対象に、支援を行う際にどの程度の負担があるのか初めて実態を調査しました。調査を担当した日本総合研究所は「これまでは家族が担ってきた支援も含め外部でどう担っていくのかあらためて議論する必要がある」と提言した。調査の結果を踏まえ、国は身元保証を行う事業者のガイドラインを作成するなどの対策を進める。



2024年4月19日 **政府の孤独・孤立対策推進本部「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン (案)」を提示**

「身元保証等高齢者サポート事業者」から、名称が「高齢者等終身サポート事業者」に変更された。

→2024年6月11日 **「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」策定**

2024年5月22日 **自民党本部政務調査会社会保障制度部会「誰もが安心して歳を重ねることができる幸齢社会に向けた包括的支援プロジェクトチーム」提言を岸田総理 (当時) に提出**

公の関与

日常的な
金銭管理

意思決定支援
の取りまとめ

情報の蓄積・
保管・伝達

家族に頼らずに老後とその先を迎える
高齢者のための「備え」の分布

民間の事業者の適正化
正式名称：
高齢者等終身サポート事業者
(旧名称：身元保証等高齢者サポート事業者)

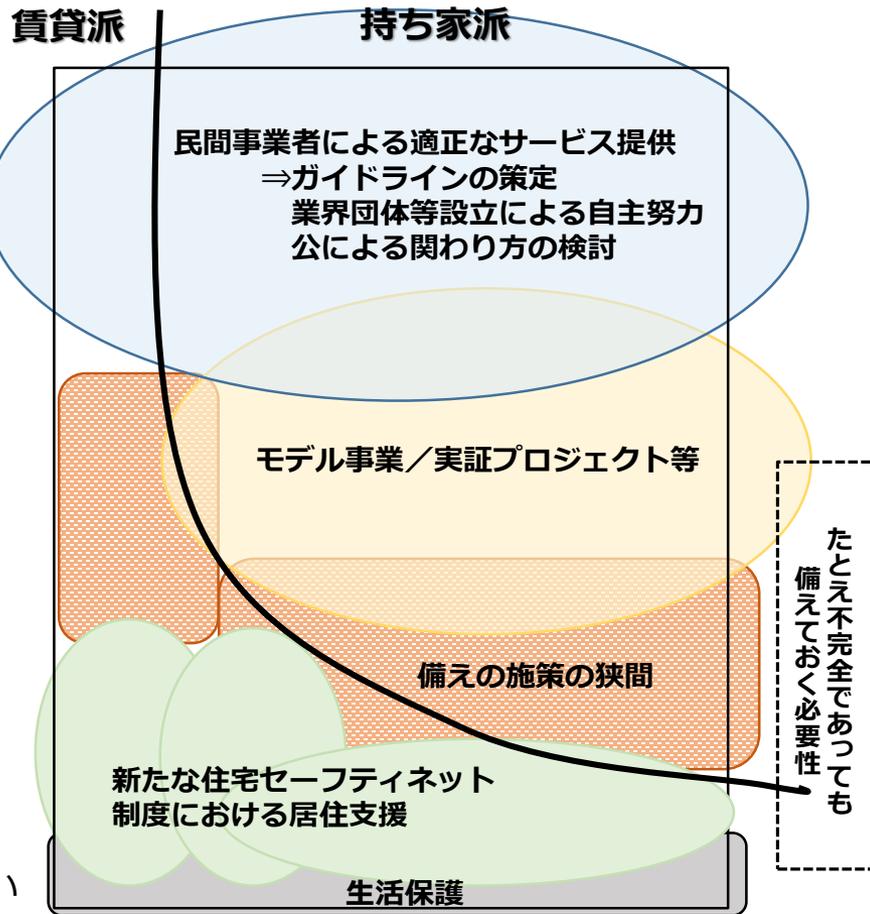
地域密着型の新たな持続可能な
「備え」の仕組みづくり
(厚労省モデル事業)

民間サービスの利用が困難な
ケースの「備え」の仕組みづくり
(厚労省モデル事業)

賃貸住宅向け：
新たな住宅セーフティネット制度
における居住支援

資産多い

資産少ない



高齢者の真の尊厳を守る**独立アドボカシー**の必要性
⇒ 家族を前提としなくても、認知症になっても、安心して
歳を重ねていくことが出来る人生の包括的ケア

高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（主なポイント）

資料 4 - 1

- 病院への入院や介護施設等への入所の際の手続支援、日用品の買物などの日常生活の支援、葬儀や死後の財産処分などの死後事務等について、家族・親族に代わって支援する、「高齢者等終身サポート事業」を行う事業者が増加してきている。
- この事業は、死後のサービスを含み、契約期間が長期であること等の特徴があることから、利用者保護の必要性が高く、事業者の適正な事業運営を確保し、事業の健全な発展を推進するとともに、利用者の利用の安心等を確保していくことが必要。今後、事業のニーズの増加が見込まれる中、業務の内容が民法や社会保障関係法に広くまたがることから、遵守すべき法律上の規定や、留意すべき事項等を関係省庁横断で整理し、ガイドラインとして提示する。

全般的な事項

- 事業者の適正な事業運営を確保し、高齢者等終身サポート事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できることに資するようにすることを目的とする。
- 本人との契約に基づき、「身元保証等サービス」及び「死後事務サービス」を事業として継続的に提供している事業者を主な対象とする。
- サービス提供にあたっては、利用者の尊厳と自己決定を尊重。また、関連する制度等を活用しつつ、利用者の価値観等に基づく意思決定が行われるよう配慮することが重要。

契約締結にあたって留意すべき事項

- 契約締結にあたって、事業者は、民法や消費者契約法に定められた民事ルールに従いつつ、契約内容の適正な説明（契約書・重要事項説明書を交付した説明）を行うことが重要。また、医療・介護関係者等との連携や、推定相続人への説明など、きめ細かい対応を行うことが望ましい。
- 寄附・遺贈については、契約条件にすることは避けることが重要であり、遺贈を受ける場合も公正証書遺言によることが望ましい。 等

契約の履行にあたって留意すべき事項

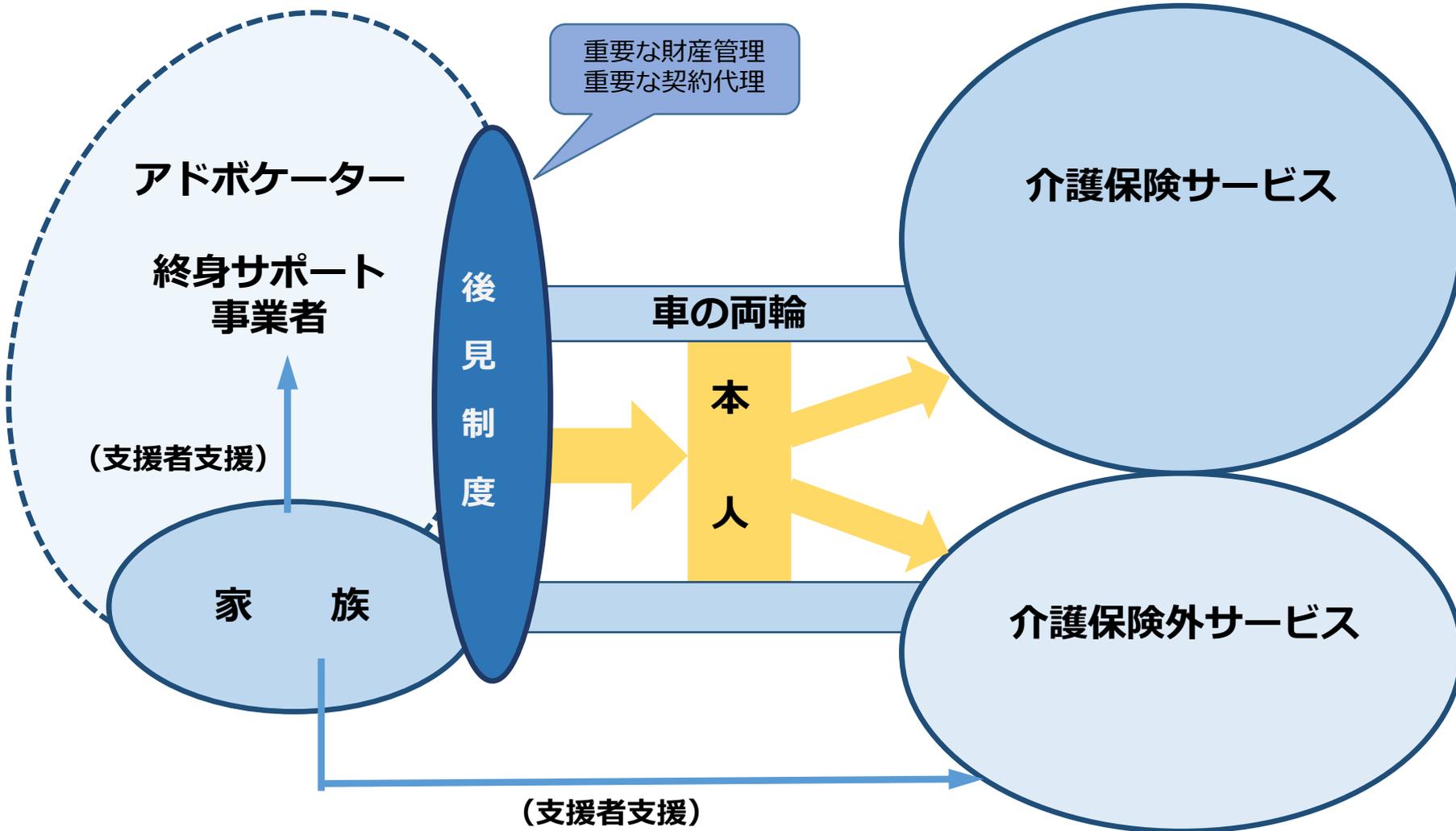
- 契約の履行にあたっては、契約に基づき適正に事務を履行するとともに、提供したサービスの時期や内容、費用等の提供記録を作成、保存、定期的な利用者への報告が重要（後見人にも情報共有が重要）。利用者から前払金（預託金）を預かる場合、運営資金等とは明確に区分して管理することが望ましい。なお、履行の際にも医療・介護関係者等との連携が重要。
- 利用者からの求めがあれば、利用者が契約を解除する際に必要な具体的な手順等の情報を提供する努力義務を負う。
- 利用者の判断能力が不十分となった場合、成年後見制度の活用が必要。成年後見人等が選任された後は、契約内容についてもよく相談することが望ましい。 等

事業者の体制に関する留意事項

- 利用者が安心して利用できるよう、ホームページ等を通じた情報開示、個人情報の適正な取扱い、事業継続のための対策、相談窓口の設置に取り組むことが重要。

【意思決定支援】

【身体介護・日常生活支援】





横浜市における多様な地域課題解決に向けて
人と人、企業と企業、人と企業と行政を繋ぐ
新たなローカル・セブラ企業

一般社団法人横浜イノベーション推進機構 【PURPOSE】

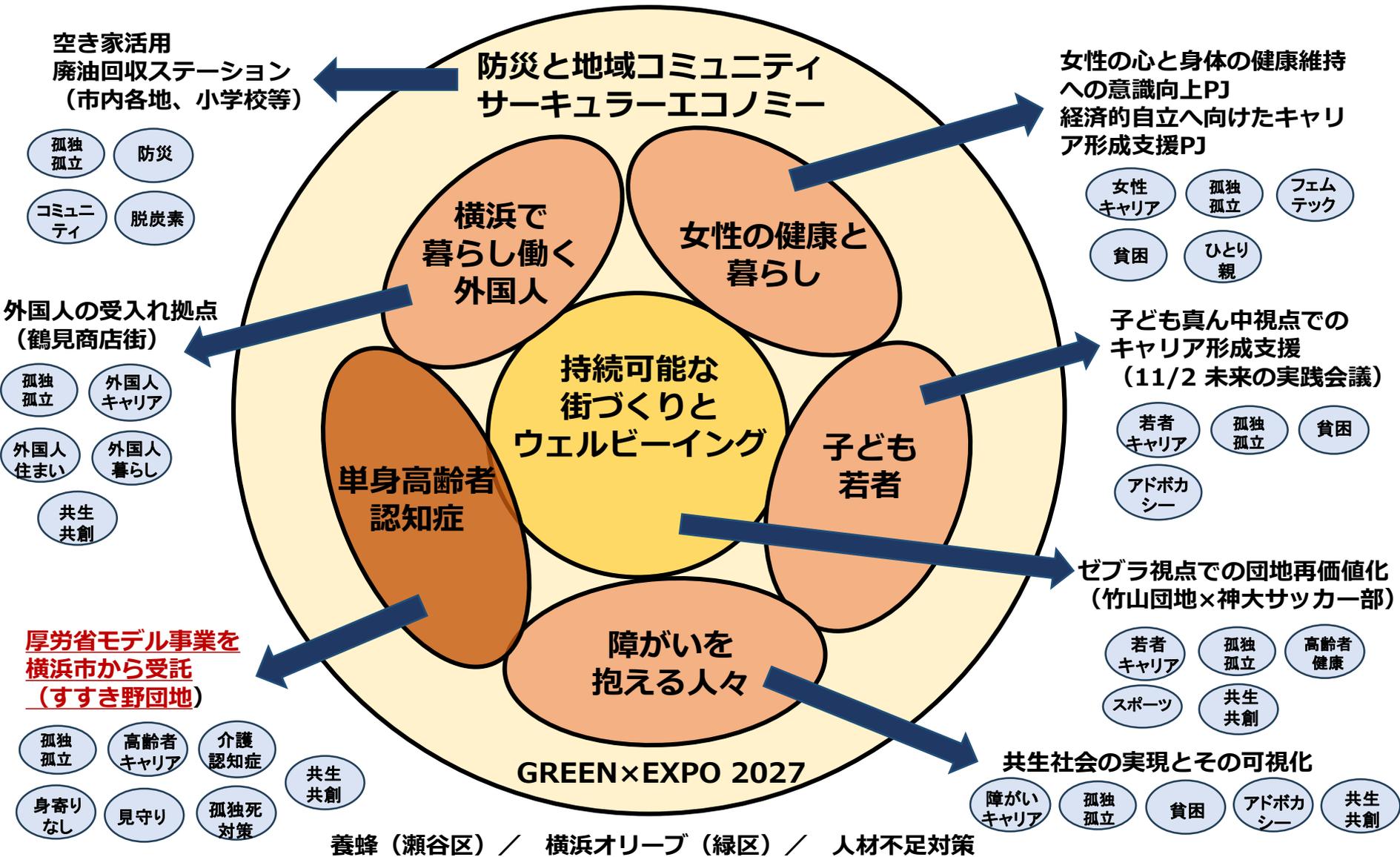
横浜の多様な地域課題をこれまでにない持続可能な手法で解決し、横浜から世界に向けて笑顔と幸せを拡散していきます。

【MISSION】

ビジネスの視点で、人と人・企業と企業・人と企業と行政を繋ぎ、多様な主体同士の対話と探求と共創を進めます。

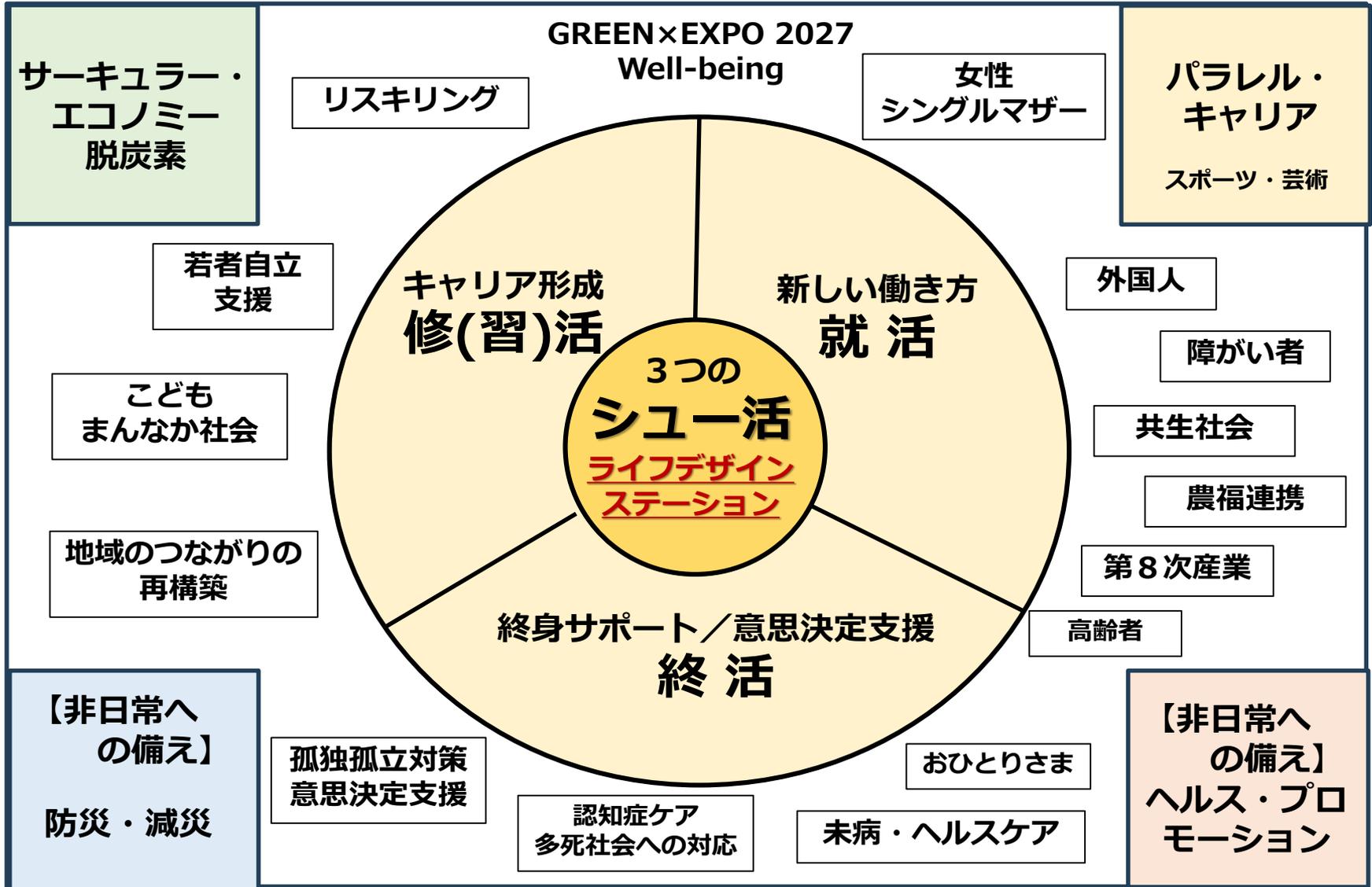


横浜におけるイノスイの活動：サーキュラーエコノミーPLUS





イノスイの「サーキュラーエコノミーPLUS・ステーション」





「これから、どんな仕組みの構築が必要か」

現状

自分自身で正常な判断が出来なくなったとき、亡くなったときは、自動的に**家族が意思決定支援の主役になる**仕組み

家族に頼れない場合の現状の対処療法：

身元保証事業者
の利用

問題点：
業界団体も監督官庁
もない。
どの団体に依頼すれ
ばよいか分からない。

介護・医療従事者
のシャドウワーク

問題点：
権限外・職務外・無
償でリスクを負って
いる。人材不足。

地域の
ボランティア

問題点：
属人的になりがち。
持続可能ではない。
担い手不足。

家族のカタチが多様化

- 未婚・子供なし
- 離婚
- 子供なし夫婦
- 事実婚・同性婚
- 家族はいるが疎遠・絶縁・頼りたくない・頼れない
- 家族はいるが迷惑を掛けたくない

頼れる家族がいる人もいない人も、誰ひとり取り残されずに差別されたり困ったりすることなく、安心して老後とその先を迎えられる、**家族が全面的に支援することを前提としない**仕組みへ
 (横浜市において、築50年の分譲団地をフィールドとした実証プロジェクトを開始)
 実施主体：民間任意団体「個・孤の時代の人生ケア会議」
 期間：2023年10月～2024年8月
2024年9月より「令和6年度横浜市高齢者等終身サポート支援モデル事業」へ



家族によらない支援の場合に必要な4つのこと

【1】意思決定支援者

(アドボケーター、コーディネーター)

これまで、本人が正常な判断ができなくなっても、家族が主役となって、家族の意思決定として尊重されてきた。

「個・孤の時代」が到来したいま、家族以外による支援を受ける場合には、本人が正常な判断ができなくなったときに誰がどんな意思決定支援をするのかという制度設計をしておかなければならない。



【2】情報蓄積・保管・伝達

- ・ 家族であれば自然に知り得る情報
- ・ 家族であれば簡単に得られる情報

これらは、家族以外による支援を受ける場合には、聞き取り・蓄積、厳重な保管、必要な時期に必要な人に伝達ができるようにしなければならない。

【3】第三者による監督・評価機能

「個・孤の時代」に家族によらない支援を受ける場合には、本人は既に受けた支援についての評価や苦情申し立てができないケースが多いので、第三者による監督・評価機能が制度に組み込まれていることが望ましく、単に本人との二者間契約のみで完結しないことが重要。

【4】日常金銭管理

日常生活を送る上で必要な日常的な金銭管理の支援が、透明性をもって適切に行われることが重要となる。



厚生労働省「持続可能な権利擁護支援モデル事業」

→「令和6年度横浜市高齢者等終身サポート支援モデル事業」を受託

拡充 新たな権利擁護支援策構築に向けた「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

令和6年度当初予算案 1.0億円の内数 (98百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

※ 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」における「身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する取組」の取組例

1 事業の目的

- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつくっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備を行う**とともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に**総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施し**、課題の検証等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

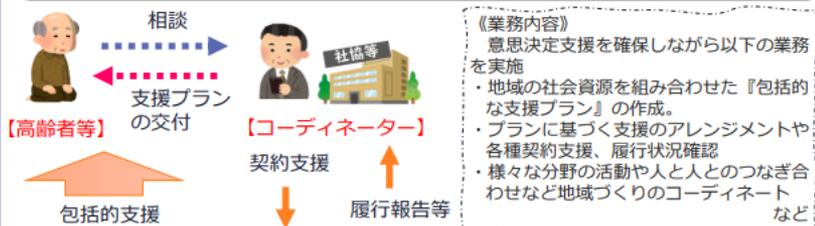
【実施主体】市町村（委託可）

【基準額】1自治体あたり 5,000千円/取組

【補助率】3/4

1. 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど地域の**社会資源**を組み合わせた**包括的支援のマネジメント**や**各種支援・契約の履行状況の確認**等を行う**コーディネーター**を配置した**相談・調整窓口**を整備。



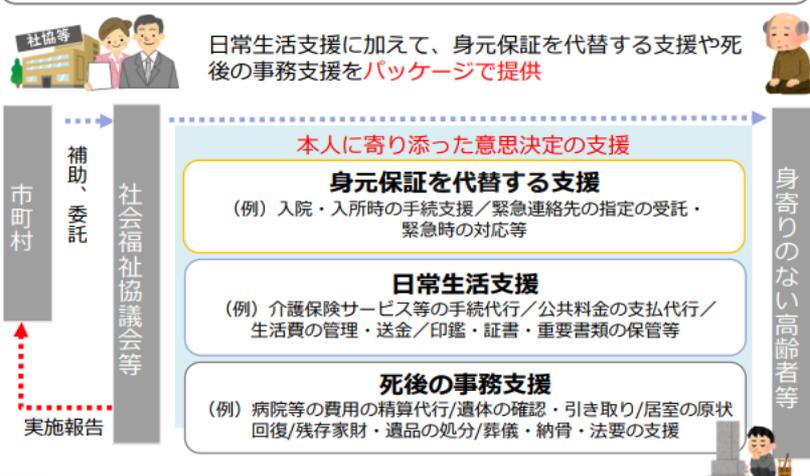
－ 単身高齢者等包括支援プラットフォーム －

入居支援	見守り	法律相談	終活支援	死後対応
つながり支援	生活支援	財産管理	権利擁護	残置物処分

家賃債務保証など

2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、**意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の身元保証を代替する支援や死後の事務支援を併せて提供する取組を実施。**



誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

出典：厚生労働省ホームページ



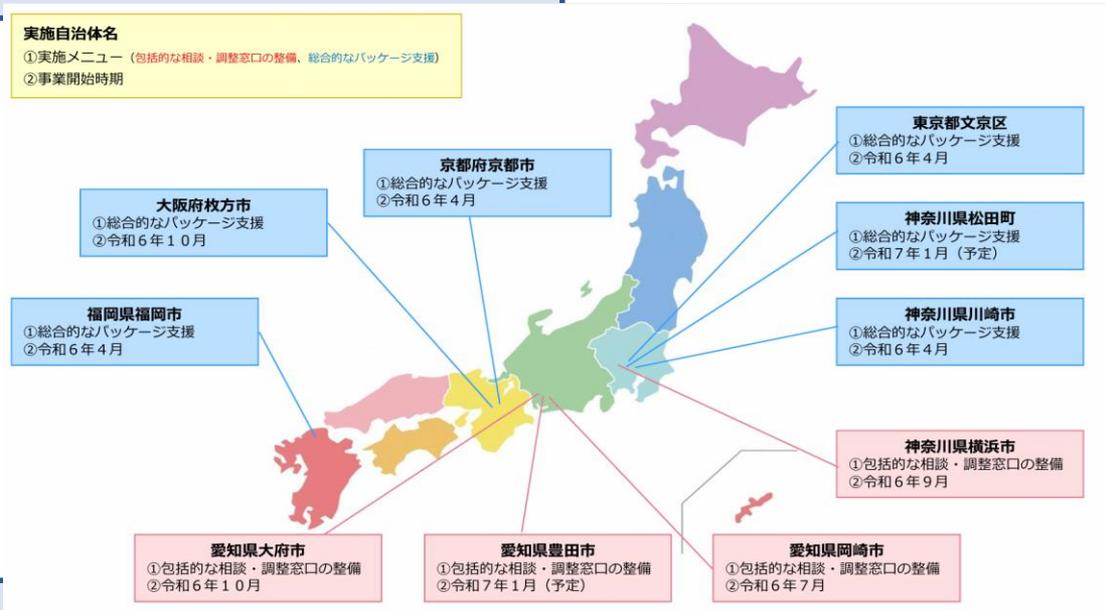
「令和6年度横浜市高齢者等終身サポート支援モデル事業」の概要

厚生労働省「持続可能な権利擁護支援モデル事業」

1. 包括的な相談・調整窓口の整備

実施自治体名

- ①実施メニュー（包括的な相談・調整窓口の整備、総合的なパッケージ支援）
- ②事業開始時期



横浜市健康福祉局企画課

「令和6年度高齢者等終身サポート支援モデル事業」

期間：2024年9月～2025年3月

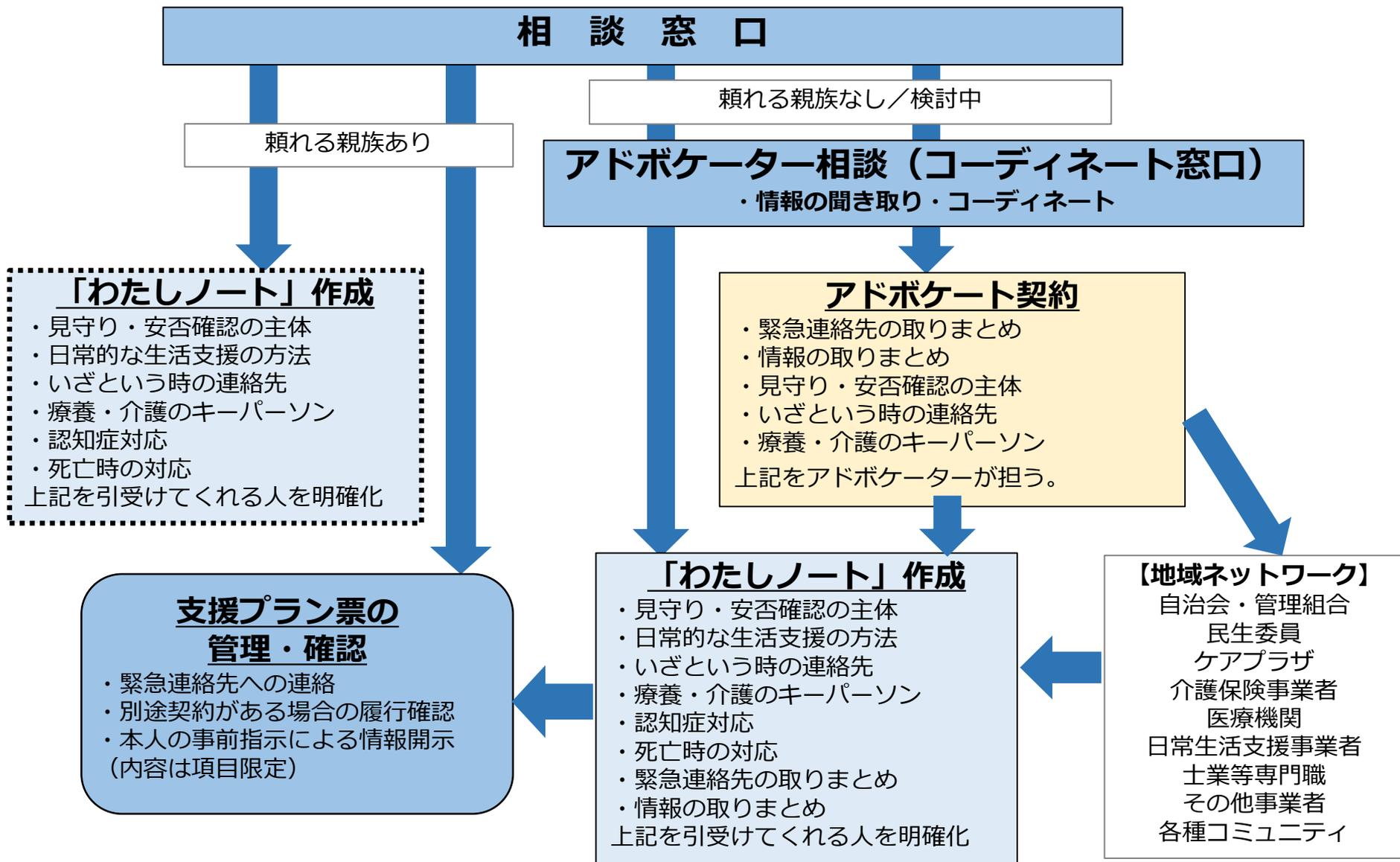
場所：すすき野団地、すすき野第二団地、すすき野第三団地

一般社団法人横浜イノベーション推進機構

- アドボケート契約により、頼れる身寄りのない人に向けた身元保証の代替機能（情報管理と意思決定支援）
- 「支援プラン票」の策定・お預かりサービスによりコーディネート機能と履行確認機能
- 日常生活支援、後見制度利用、死後事務等に関する地域事業者のネットワークづくり



令和6年度横浜市高齢者等終身サポート支援モデル事業





令和6年度横浜市終身サポート支援モデル事業：支援プラン票

本人氏名：		「いる」場合は右記載	氏名（法人名・担当者）
1.	緊急連絡を受けてくれる人	いる・いない・検討中	
2.	詳細な情報（わたしノート）の保管者または保管場所	いる・いない・検討中	
3.	日常生活で支援が必要となった時に、支援または手配をしてくれる人	いる・いない・検討中	
4.	療養や介護に関するキーパーソンになってくれる人	いる・いない・検討中	
5.	リビングウィルや事前意思表明書を保管し、伝達してくれる人	いる・いない・検討中	
6.	療養や介護に必要な物品を用意又は手配をしてくれる人	いる・いない・検討中	
7.	療養や介護に必要な費用の支払について、手続きを支援してくれる人	いる・いない・検討中	
8.	貴重品を預かってくれる人	いる・いない・検討中	
9.	入院・入所時に外出の付添をしてくれる又は手配をしてくれる人	いる・いない・検討中	
10.	入院・入所の選定・手続をしてくれる人	いる・いない・検討中	
11.	転院先・退院先の調整や環境整備をしてくれる又は手配をしてくれる人	いる・いない・検討中	
12.	認知症等で重要な財産管理や契約締結が出来なくなったときに、後見人等の手続きをしてくれる人 （4親等以内の親族／任意後見受任者）	いる・いない・検討中	
13.	亡くなった時に、死亡届出の届出人になってくれる人（親族・家屋管理人・任意後見受任者等）	いる・いない・検討中	
14.	亡くなった時に、葬儀の手配をしてくれる人	いる・いない・検討中	
15.	亡くなった時に、退院・各種契約解除・荷物処分等の手続きをしてくれる人又は手配をしてくれる人	いる・いない・検討中	
16.	推定相続人の情報	いる・いない・不明	

社会の最小単位が「家族」から「個人」へ移行する場合の地域ネットワーク

介護保険外の領域

介護保険・医療保険・福祉の領域

相談受付窓口 **【相談員】**

アドボケーター組織
(横浜イノベーション推進機構)

【コーディネーター】

コーディネート業務
支援プラン受託業務



【アドボケーター】
身元保証に準じる業務

意思決定
支援

住 民

本人
家族



自治会
管理組合
民生委員

アシスタントネットワーク
(まちの保健室 等)

アシスタント等による日常生活支援

- ① 住民・学生等の相互助け合いネットワーク
- ② 研修等を通じた就労支援ネットワーク
- ③ 専門職による介護保険外サービス



地域事業者ネットワーク

後見制度利用支援 (士業)
遺言作成支援者・執行者
死後事務受任者

ケアマネ	介護保険の訪問介護・訪問看護・デイサービス 小規模多機能・看護小規模多機能 等	MSW
介護保険事業所	地域包括支援センター 介護予防、生活支援	病 院

大部分の地域包括ケアシステム (介護保険含む)



アドボケーター資格制度創設の必要性

意思決定支援の専門職：アドボケーターに必要とされる素養とは

法律知識

金融知識

医療・介護の知識

認知症の知識

不動産の知識

葬儀・墓の知識

各種制度の知識



カウンセリング能力

多職種と協働する
コーディネート能力

相手の知識や気持ち
を見極める能力

相手の状況に合わせ
る即時対応力

相手の能力に合わせ
た説明力・説得力

ワインソムリエのような

●幅広い知識

●コミュニケーション能力

●プレゼンテーション能力



求められる
高い倫理観